

林野火災注意報・警報の運用開始について

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。

1 林野火災注意報・警報について

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「林野火災注意報」を発令し、発令区域での火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、努力義務を課すことになります。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、防府市全域で火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、義務を課すこととなります。

2 林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

火災予防条例第29条の規定により、以下のとおり「火の使用の制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火（花火）を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

3 林野火災注意報・警報の発令基準について

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	前3日間の合計降水量が1mm以下 + 前30日間の合計降水量が30mm以下 または、乾燥注意報が発表 ※ただし、当日に降水が見込まれる場合 や積雪がある場合は、この限りでない。	左記の発令基準に加え、強風注意報が発表されている場合
内 容	屋外での火の使用等について 注意喚起（罰則なし）	屋外での火の使用等の制限（罰則あり）
発令時期	1月1日から5月31日の期間	1月1日から5月31日の期間
発令区域	市内全域	市内全域

4 林野火災注意報・警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

山林、原野等が火災になった場合は、消火が困難となり非常に危険です。みなさまの生命や財産を守るために、ご理解とご協力をお願いします。

5 林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、防府市HP、防府市メールサービス、消防車両での巡回等により、周知、広報を行います。また、解除された場合は、防府市HP、防府市メールサービスでその旨、お知らせします。

林野火災注意報・警報の発令状況

<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/35/terehonn1.html>

6 火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出について

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、「たき火」が含まれることが明確化されました。

たき火は火災と紛らわしい行為として届出が必要です！

たき火をするときは、事前に消防本部へ届出をしてください。

（消防本部 広域通信指令課 0835-24-0119）

詳しくは防府市HP 消防本部 広域通信課 火災と紛らわしい行為（たき火）の届出をご覧ください。

※日常的に多くの方が「たき火」をされますが、以下のようなイメージで火の使用の制限にご協力ください。

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○ たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）

